

『令和7年度化学物質管理強調月間』

化学物質管理自主点検 (R8.2)

～ 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方 ～

化学物質については、令和4年5月31日に労働安全衛生規則等が改正され、事業者には「自律的管理」に向けた取り組みが求められています

対象となる事業者は、業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害も増加傾向にあり、労働災害低減のため、リスクアセスメントの実施、化学防護手袋等保護具の使用などについて、規制が強化されています

また、厚生労働省では、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動を定着させるため、2月を「化学物質管理強調月間」としています

つきましては、以下の事項について自主点検を実施し、現在の管理状況をあらためて確認するとともに、取り組みが不十分な事項がある場合には、計画的に管理されるようお願いいたします

令和8年2月 富士労働基準協会



富士労働基準協会



〒417-0052 富士市中央町1-5-20グランドハイム吉原2F
tel 0545-52-5801 fax 0545-53-0333 mail kousyu@fujiroukikyo.jp

1. 以下の各事項について、該当する□にチェックを入れ、管理状況を点検してください
2. 管理が不十分な事項がある場合には、計画的に対応をお願いいたします
3. 記載事項に不明な点がある場合は、当協会にご連絡をお願いいたします

【化学物質管理者/保護具着用管理責任者】

Q1-1 化学物質管理者を選任していますか？

- 選任している
- 選任していない

Q1-2 保護具着用管理責任者を選任していますか？

- 選任している
- 選任していない

Q1-3 選任している場合、上記氏名の掲示等周知していますか？

- 周知している
- 周知していない

Q1-4 選任している場合、法令で定められた職務を実施させていますか？

- 実施させている
- 実施させているが、まだ不十分と考えている
- 実施させていない

【化学物質管理者】

- リスクアセスメント対象物（SDS通知義務対象物質等）を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任しなければなりません
- 化学物質の管理に係る技術的事項（リスクアセスメント等）を管理させなければなりません

【保護具着用管理責任者】

A) 以下の場合に選任義務があります

- リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場であって、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させる場合
- 特定化学物質、有機溶剤、粉じん作業などで作業環境測定の結果第3管理区分作業場について、作業環境の改善が困難と判断された等の場合

B) 職務

- 保護具の適正な選択に関すること
- 労働者の保護具の適正な使用に関すること
- 保護具の保守管理に関すること

【リスクアセスメント ～実施・対策～】

- Q2-1 使用している化学物質が「リスクアセスメント対象物[※]」かどうか確認していますか？
- すべて確認している 現在確認中である 何も確認していない
- Q2-2 「リスクアセスメント対象物」についてリスクアセスメントを実施していますか？
- すべて実施している 一部実施している 実施していない
- Q2-3 「リスクアセスメント対象物」について、ばく露防止対策若しくは爆発火災防止対策を実施していますか？
- すべて実施している
 一部物質について実施している
 なにも実施していない
- Q2-4 上記ばく露防止対策について、ばく露の程度を最小限度となるように対策していますか
- 対策している
 対策を検討している
 まだ不十分であると考えているが、そのままである

※ リスクアセスメント対象物

対象物質は2469物質（R9.4施行含む）

☞ 対象物質は「化学物質自律的管理関係データ」（当協会Webサイト「協会のお知らせ」）から確認できます

- これらの物質については、リスクアセスメントの実施が義務付けられています
- リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露の程度を最小限度にしなければなりません
- リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、以下の措置を講じなければなりません
- ① 関係労働者に周知する^{*} ② 記録を作成する ③ 次のリスクアセスメント実施までの期間（最低3年間）保存する

※ 関係労働者に周知すべき事項

① 対象の化学物質等の名称 ② 対象業務の内容 ③ リスクアセスメントの結果（i 特定した危険性又は有害性 ii 見積もったリスク） ④ 実施するリスク低減措置の内容

※ 周知方法

次に掲げるいずれかの方法による

- ① 各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること
- ② 書面を労働者に交付すること
- ③ 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

【がん原性物質】

Q3-1 「がん原性物質^{※1}」について把握していますか？

- すべて把握している 現在確認中である 把握していない

Q3-2 「がん原性物質」の作業記録等^{※2}について記録・保存していますか？

- 法令に基づき記録し、保存している
 記録しているが、保存していない
 記録していない

※1 「がん原性物質」とは

リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物質 対象物質は247物質（R9.4施行含む）

☞ 対象物質は「化学物質自律的管理関係データ」（当協会Webサイト「協会のお知らせ」）から確認できます

※2 「作業記録等」とは

「労働者の氏名」、「従事した作業の概要」、「当該作業に従事した期間」、「がん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要」

【濃度基準値設定物質】

Q4-1 「濃度基準値設定物質^{※1}」を把握していますか？

- すべて把握している
 設定物質は使用していないことを確認している
 現在確認中である
 把握していない

Q4-2 「濃度基準値設定物質」がある場合について、リスクアセスメント等により濃度基準値以下^{※2}となっているかどうか確認していますか？

- 濃度基準値以下となっている
 濃度基準値を超えている
 確認していない

※1 「濃度基準値設定物質」とは

リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定めた物質で、濃度基準値以下とすることを義務づけている対象物質は281物質（R8.10施行含む）

☞ 対象物質は「化学物質自律的管理関係データ」（当協会Webサイト「協会のお知らせ」）から確認できます

※2 濃度基準値以下について

リスクアセスメント等の結果、濃度基準値（8時間濃度基準値）の1/2程度を超えている場合には、「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」において、「確認測定」の実施が指示されています

【皮膚等障害化学物質等】

Q5-1 「皮膚等障害化学物質等^{※1}」を把握していますか？

- 把握している 把握していない

Q5-2 「皮膚等障害化学物質等」について不浸透性の保護具^{※2}を使用させていますか？

- 使用させている 使用させていない

※1 「皮膚等障害化学物質等」とは

「皮膚腐食性・刺激性」、「目に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかでGHS区分1に分類されているもの及び経皮吸収による健康障害のおそれのあるもの（義務対象物質 1,234物質：直近更新R7.7）

☞ 対象物質は「化学物質自律的管理関係データ」（当協会Webサイト）から確認できます

上記以外の化学物質で、皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかでないもの（努力義務）

☞ 上記義務対象物質以外の化学物質については、有害性がないことが確認できないすべての化学物質が対象となることに注意を（条文では保護具について「不浸透性」とは規定されていません）

※2 不浸透性の保護具とは

「不浸透性」とは、有害物等と直接接触することがないように性能を有することを指し、保護衣、保護手袋等の労働衛生保護具に係る日本産業規格における、

- ①「浸透」しないこと ②「透過」しないこと

のいずれについても、取り扱う化学物質に対して有効な性能を有する保護具

☞ 選定する場合には保護具メーカーを確認を 下記マニュアルも参考としてください

「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（厚生労働省）」当協会Webサイト「協会のお知らせ」の「化学物質自律的管理関係データ」からダウンロードできます

【リスクアセスメント対象物健康診断】

Q6 「リスクアセスメント対象物健康診断^{※1}」の実施体制をガイドライン^{※2}に基づき整備していますか？

- 対象とすべき基準を定めており、実施が必要となった場合の体制も整備している
- 対象とすべき基準は定めているが、実施体制は整備中である
- 特に基準は定めておらず、実施体制も未整備である

※1 リスクアセスメント対象物健診実施が必要となる場合

リスクアセスメント対象物質について、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない

濃度基準値設定物質について、濃度基準値を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない

※2 「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」（R5.10.17）

【有害性情報・使用保護具等に関する掲示】

Q7 有機溶剤・特定化学物質・粉じんなどの「有害性情報（疾病、症状、取扱注意事項等）」、「使用保護具等」を作業場に掲示していますか？

- 掲示している 一部掲示している 掲示していない

【対象となる有害物質等】

ダイオキシン類 特定化学物質等 有機溶剤等 粉じん 石綿 鉛等

【掲示内容】

- 有害性情報（「疾病及び症状」、「取り扱い注意事項」、「中毒が発生したときの応急処置（有機溶剤）」、「粉じん作業場所」、「特定化学物質の名称」など）
- 法令で保護具の使用が義務付けられている場合、有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具

【化学設備・特殊化学設備・特定化学設備・腐食性液体の圧送設備】

Q8-1 化学設備、特殊化学設備、特定化学設備、腐食性液体の圧送設備を設置していますか？

- 設置している いずれも設置していない

Q8-2 設置している場合、法令に基づく対策を講じていますか？

- 講じている 一部講じている 何も講じていない

「**化学設備**」（労働安全衛生法施行令第9条の3第1号）

化学設備（別表第一に掲げる危険物（火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類を除く。）を製造し、若しくは取り扱い、又はシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。）及びその附属設備

「**特殊化学設備**」（労働安全衛生規則第4条第1項第3号）

化学設備（労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第九条の三第一号に掲げる化学設備をいう。）のうち、発熱反応が行われる反応器等異常化学反応又はこれに類する異常な事態により爆発、火災等を生ずるおそれのあるもの

「**特定化学設備**」（労働安全衛生法施行令第15条第1項第10号）

特定化学設備（別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。）及びその附属設備

「**腐食性液体の圧送設備**」 労働安全衛生規則第326条、第327条

「腐食性液体」とは硫酸、硝酸、塩酸、酢酸、クロールスルホン酸、か性ソーダ溶液、クレゾール等皮膚に対して腐食の危険を生ずる液体

【ご案内】

当協会では、化学物質の自律的管理を推進するため、下記の講習を開催していますので、積極的にご利用願います

- ・「化学物質管理者講習」
- ・「保護具着用管理責任者研修」
- ・「フィットテスト実施研修（呼吸用保護具）」
- ・「リスクアセスメント実施担当者研修」

また、事業場から「フィットテスト実施支援」のご希望があれば、個別にご対応しますので、遠慮なくご相談してください

【フィットテスト（呼吸用保護具）の重要性】

◆ フィットテストとは

呼吸用保護具と顔面との密着状態に問題がある場合には、防護が不十分となることから、各労働者の呼吸用保護具のフィット状況をフィットテスターなどを使用して確認すること

現在、以下の場合について、法令によりその実施が義務付けられています

- ① アーク溶接作業で呼吸用保護具を使用
- ② 作業環境測定結果が第3管理区分となった場所で呼吸用保護具を使用

◆ 上記以外にも、化学物質の自律的管理に関連し、厚生労働省の技術上の指針公示及び保護具の通達で、リスクアセスメント等の結果に基づき、呼吸用保護具を使用させる場合には、フィットテストの実施について指示されています

これは、改正労働安全衛生規則でリスクアセスメント結果に基づく対策に関し、「ばく露の程度を最小限度」とすること、と規定されたことが背景にあります

◆ 粉じん作業も、長期間粉じんを吸入した場合に、じん肺及び肺がんなどによる合併症を発症するおそれがあり、保護具の密着状態が不良の場合には、そのリスクが高まることが考えられ、フィットテストの実施が望まれます



化学物質の自律的管理では、保護具の使用がキーとなります また、呼吸用保護具にあっては、フィットテストの実施は不可欠と言えます

また、安全配慮義務の観点からも必要な対策と思われま

す 呼吸用保護具を使用している事業場におかれましては、フィットテストの積極的実施に向けて、あらためて対応等ご留意願います

令和7年度化学物質管理強調月間（R8.2.1～R8.2.28）

主 唱 者：厚生労働省、中央労働災害防止協会 協力連携者：経済産業省、環境省
協 賛 者：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

【事業者の実施事項】（実施要綱より）

1. 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。

- ① リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
- ② 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- ③ ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
 - a. 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - b. SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - c. リスクアセスメントの実施にあたって、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）の活用
 - d. 化学物質の自律的な管理の実施状況について衛生委員会での調査審議
 - e. ばく露低減措置の内容や労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聞く機会を設けるとともに、記録の作成・保存
 - f. ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - g. 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - h. 労働者に保護具を使用させる場合における、保護具着用管理責任者の選任、職務権限の付与、保護具着用管理責任者の氏名の掲示等労働者への周知
 - i. 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - j. 濃度基準値設定物質のリスクアセスメントにおいて、ばく露濃度が高いと見積もられた場合に個人ばく露測定によるばく露濃度の確認の実施
 - k. 特殊健康診断等、必要な場合のリスクアセスメント対象物健康診断による健康管理の徹底
 - l. 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
 - m. 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- ④ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

2. 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

3. スローガン等の掲示

4. 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

5. 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施